

北上市下水道事業管理規程第5号

北上市下水道規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年9月30日

北上市長 八重樫 浩 文

北上市下水道規程の一部を改正する規程

北上市下水道規程（平成26年北上市下水道事業管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後			
（指定の申請） 第9条 条例第8条第1項の申請は、排水設備指定工事店指定申請書（様式第6号）に同項各号の図書を添付して管理者に提出するものとする。この場合において、 <u>同項第2号</u> の書類は、誓約書（様式第7号）とし、 <u>同項第5号</u> の調書は、設備器材調書（様式第8号）によるものとする。 様式第6号（第9条関係） [略]			（指定の申請） 第9条 条例第8条第1項の申請は、排水設備指定工事店指定申請書（様式第6号）に同項各号の図書を添付して管理者に提出するものとする。この場合において、 <u>同項第3号</u> の書類は、誓約書（様式第7号）とし、 <u>同項第6号</u> の調書は、設備器材調書（様式第8号）によるものとする。 様式第6号（第9条関係） [略]			
[略]			[略]			
指定を受けようとする店舗等に専	氏名	責任技術者登録番号	指定を受けようとする営業所が選	氏名	責任技術者登録番号	<u>他の営業所における選任の状況</u>

属する排水 設備工事責 任技術者		

様式第9号（第10条関係）

[略]

[略]		
指定を受け ようとする 店舗等に専 属する排水 設備工事責 任技術者	氏名	責任技術者登録番号
[略]		

様式第12号（第12条関係）

[略]

廃止（休止、再開） しようとする店舗等	[略]
[略]	

任する排水 設備工事責 任技術者			

様式第9号（第10条関係）

[略]

[略]			
指定を受け ようとする 営業所が選 任する排水 設備工事責 任技術者	氏名	責任技術者 登録番号	他の営業所における 選任の状況
[略]			

様式第12号（第12条関係）

[略]

廃止（休止、再開） しようとする営業所	[略]
[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規程は、令和6年10月1日から施行する。